

国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、窓口における印鑑登録証明書の申請の際、申請書に個人番号カードを添付して申請することで印鑑登録証の提示を不要とするため、条例の一部を改正するものである。

国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

第 1 条 国立市印鑑条例（昭和 50 年 3 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 3」に改める。

第 19 条の 2 中「個人番号カードをいう。」の次に「次条において同じ。」を加え、第 3 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（窓口における印鑑登録証明の申請の特例）

第 19 条の 3 第 18 条及び第 19 条の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が印鑑登録証明書交付申請書に当該印鑑登録者本人の個人番号カードを添付して申請を行う場合には、印鑑登録証の提示を要しない。

第 2 条 国立市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第19条の2中「同じ。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。